

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次とおり七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年5月9日提出

七飯町長 杉原 太

記

七飯町国民健康保険税条例の一部改正について

七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月31日

七飯町長 中宮 安一

七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

七飯町国民健康保険税条例（平成20年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第4項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の七飯町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。